

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 260・2011/07/23～2011/07/29

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令、新政策

- 关于修改《中华人民共和国个人所得税法实施条例》的决定..... 2
- 2012 年版《商品名称及编码协调制度》修订目录（中文稿）..... 2
- 关于未纳入污染物排放标准的污染物排放控制与监管问题的通知..... 3
- 关于增值税纳税义务发生时间有关问题的公告..... 3
- 关于个人终止投资经营收回款项征收个人所得税问题的公告..... 3
- 关于对本市股权投资企业实施备案管理的通知（上海）..... 4
- 关于贯彻落实国务院部署加快培育和发展战略性新兴产业的意见（广东）..... 4

二、相关新信息

- 2011 年 18 个地区调整最低工资标准..... 4
- 《互联网信息服务管理规定》公开征求意见..... 6
- 对外支付特许权使用费在中国涉税的简要分析..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令、新政策

- 「中華人民共和國個人所得稅法實施條例」改正に関する決定..... 2
- 2012 年版「商品名稱及びコード協調制度」改正目録(中文案)..... 2
- 汚染物排出基準に入られていない汚染物排出の統制と監督管理に関する通知..... 3
- 増値税納税義務発生時間関連事項に関する公告..... 3
- 個人が投資経営を終了する場合の回收金の個人所得稅徵收事項に関する公告..... 3
- 上海市の持分投資企業に対して届出管理を実施することについての通知(上海)..... 4
- 國務院が手配し戰略的新興産業の育成と發展の加速化を貫徹することについての意見(広東)..... 4

二、関連する新着情報

- 2011 年 18 の地区の最低賃金基準の調整.. 4
- 「インターネット情報サービス管理規定」がパブリックコメントを募集している..... 6
- ロイヤルティーを海外に送金する際に中国で発生する租税についての簡潔な分析..... 7

一、相关新法令、新政策

- 关于修改《中华人民共和国个人所得税法实施条例》的决定

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 600 号
【发布日期】2011-07-19
【实施日期】2011-09-01
【内容提要】国务院根据修改后的《个人所得税法》对《个人所得税法实施条例》进行了修改。根据该决定：《个人所得税法》第六条第三款所说的附加减除费用标准为 1300 元（即，每月在减除 3500 元费用的基础上，再减除 1300 元，共计减除 4800 元）。

【备 注】根据《个人所得税法实施条例》第二十八条规定，附加减除费用适用的范围，是指：
（一）在中国境内的外商投资企业和外国企业中工作的外籍人员；
（二）应聘在中国境内的企业、事业单位、社会团体、国家机关中工作的外籍专家；
（三）在中国境内有住所而在中国境外任职或者受雇取得工资、薪金所得的个人；
（四）国务院财政、税务主管部门确定的其他人员。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/jffq/2011-07/27/content_1914833.htm

- 2012 年版《商品名称及编码协调制度》修订目录（中文稿）

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2011 年第 47 号
【发布日期】2011-07-25
【实施日期】2012-01-01
【内容提要】世界海关组织制作的《商品名称及编码协调制度》（简称《协调制度》，又称 HS）是中国制定及实施进出口税则、贸易管制、统计以及其他各项进出口管理措施的基础目录。根据 2012 年版《协调制度》修订目录，海关总署制作了相应的中文稿。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info311943.htm>

一、関連する新法令、新政策

- 「中華人民共和国個人所得税法实施条例」改正に関する決定

【発布機関】国務院
【発布番号】国務院令 第 600 号
【発 布 日】2011-07-19
【施 行 日】2011-09-01
【概 要】国務院は、改正後の「個人所得税法」に基づき、「個人所得税法实施条例」の改正を行った。本決定によると、「個人所得税法」第六条第三項にいう追加控除費用の基準は、1300 元としている（即ち、毎月 3500 元の費用を控除した上で、更に 1300 元を控除し、合計で 4800 元を控除する）。

【備 考】「個人所得税法实施条例」第二十八条規定により、追加控除費用の適用範囲とは次の内容を指す。
（一）中国国内にある外商投資企業及び外国企業にて勤務している外国籍人員。
（二）招聘により中国国内にある企業、事業機関、社会团体、国家機関にて勤務している外国籍の専門家。
（三）中国国内に住所があるが、中国国外にて就任又は雇用され賃金、給与所得を取得する個人。
（四）国務院財政、税務主管部門が確定したその他人員。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/jffq/2011-07/27/content_1914833.htm

- 2012 年版「商品名称及びコード協調制度」改正目録(中文案)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2011 年第 47 号
【発 布 日】2011-07-25
【施 行 日】2012-01-01
【概 要】世界税関機構が作成した「商品名称及びコード協調制度」（「協調制度」という、HS ともいう）は中国が輸出入税則、貿易規制、統計及びその他各輸出入管理措置を制定及び実施する上でのベースとなる目録である。2012 年版「協調制度」改正目録に基づき、税関総署は中文案を作成した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info311943.htm>

● 关于未纳入污染物排放标准的污染物排放控制与监管问题的通知

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环发〔2011〕85号

【发布日期】2011-07-21

【内容提要】根据该通知：

- 向环境排放污染物的企事业单位，是环境污染责任的第一责任主体。无论排污行为是否达到排放标准，无论排放的污染物在排放标准中是否规定了排放控制要求，排污者都应对其排污造成的环境污染承担相应的责任。
- 对于国家和地方排放标准中没有规定排放限值的污染物，排污行为不得造成环境质量超标，不得损害人体健康和生态环境。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201107/t20110729_215544.htm

● 污染物排出基準に入れられていない汚染物排出の統制と監督管理に関する通知

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環発〔2011〕85号

【発布日】2011-07-21

【概要】本通知によると、下記の通りである。

- 環境へ汚染物を排出する企業・事業機関は、環境汚染責任の第一責任主体である。汚染物排出行為が排出基準をクリアしているかどうかに関係なく、又、排出する汚染物の排出基準にて排出統制要求が規定されているかどうかに関係なく、汚染物排出者は自己の汚染物排出によってもたらされた環境汚染に対して相応する責任を負わなければならない。
- 国及び地方の排出基準にて排出制限値を定めていない汚染物の排出行為によって、環境品質基準をオーバーしたり、人体の健康と生態環境を損害してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201107/t20110729_215544.htm

● 关于增值税纳税义务发生时间有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 40 号

【发布日期】2011-07-15

【实施日期】2011-08-01

【内容提要】根据该公告：纳税人生产经营活动中采取直接收款方式销售货物，已将货物移送对方并暂估销售收入入账，但既未取得销售款或取得索取销售款凭据也未开具销售发票的，其增值税纳税义务发生时间为取得销售款或取得索取销售款凭据的当天；先开具发票的，为开具发票的当天。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.csi.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zzs/201107/t20110725_306484.html

● 増値税納税義務発生時間関連事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2011 年第 40 号

【発布日】2011-07-15

【施行日】2011-08-01

【概要】本公告によると、納税者の生産経営活動において、代金直接受取方式にて貨物を販売し、貨物を相手方に移送しており、且つ販売収入を仮計算して記帳しているものの、販売代金を取得していない又は販売代金の請求証憑を取得しておらず、販売発票も発行していない場合、その増値税納税義務発生時間は、販売代金を取得した当日又は販売代金の請求証憑を取得した当日とする。先に発票を発行した場合、発票を発行した当日とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.csi.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zzs/201107/t20110725_306484.html

● 关于个人终止投资经营回收款项征收个人所得税问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 41 号

【发布日期】2011-07-25

【实施日期】2011-07-25

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.js-n-tax.gov.cn/PublicInfo/PublicInfoDetail.aspx?ID=10978>

● 個人が投資経営を終了する場合の回収金の個人所得税徴収事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2011 年第 41 号

【発布日】2011-07-25

【施行日】2011-07-25

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.js-n-tax.gov.cn/PublicInfo/PublicInfoDetail.aspx?ID=10978>

● 关于对本市股权投资企业实施备案管理的通知（上海）

【发布单位】上海市发展和改革委员会、上海市金融服务办公室

【发布文号】沪发改财金（2011）045 号

【发布日期】2011-07-18

【内容提要】根据该通知：

- 上海市金融服务办公室负责股权投资企业备案材料的受理并提出初审意见，股权投资企业注册地所在区县府配合其工作；
- 上海市发展和改革委员会负责向国家发展改革委转报上海市初审意见。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28210.html>

● 关于贯彻落实国务院部署加快培育和发展战略性新兴产业的意见（广东）

【发布单位】广东省人民政府

【发布文号】粤府〔2011〕87 号

【发布日期】2011-07-20

【内容提要】该意见对促进战略性新兴产业发展的重点发展领域（高端新型电子信息产业、新能源汽车产业、LED 产业、生物产业、高端装备制造产业、节能环保产业、新能源产业、新材料产业）、主要工作、扶持政策等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201107/t20110727_194436.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 2011 年 18 个地区调整最低工资标准

日前，人力资源和社会保障部召开新闻发布会，[通报 2011 年第二季度工作进展情况，并介绍下一步工作安排](#)。2011 年上半年，18 个地区相继调高最低工资标准，包括 13 个省、4 个直辖市和 1 个特区。调整后的最低工资标准如下：

● 上海市的持分投資企業に対して届出管理を実施することについての通知（上海）

【発布機関】上海市發展及び改革委員会、上海市金融服務弁公室

【発布番号】滬発改財金（2011）045 号

【発布日】2011-07-18

【概要】本通知によると下記の通りである。

- 上海市金融服務弁公室が持分投資企業の届出資料を受理し初回審査意見を出し、持分投資企業登録所在区県の政府はその作業に協力する。
- 上海市發展及び改革委員会が国家發展改革委員会に上海市の初回審査意見を転送する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai28210.html>

● 国务院が手配し戦略的新興産業の育成と発展の加速化を貫徹することについての意見（広東）

【発布機関】広東省人民政府

【発布番号】粤府〔2011〕87 号

【発布日】2011-07-20

【概要】本意見は戦略的新興産業の発展を促進させる重点発展分野（ハイエンド新型電子情報産業、新エネルギー自動車産業、LED 産業、バイオ産業、ハイエンド装備製造産業、省エネ環境保護産業、新エネルギー産業、新素材産業）、主な作業、支援政策等について規定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201107/t20110727_194436.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 2011 年 18 の地区の最低賃金基準の調整

先頃、人的資源及び社会保障部は記者会見で、[2011 年第二四半期作業進捗状況を公表し、次のステップの作業手配を説明した](#)。2011 年上半期、18 の地区（これには 13 の省、4 つの直辖市及び 1 つの特区が含まれる）は相継いで、最低賃金基準を引き上げた。調整後の最低賃金基準は下記の通りである。

地区	生效日期	全日制就业劳动者 最低工资标准 (元/月)	非全日制就业劳动者 小时最低工资标准 (元/小时)
北京	2011 年 01 月 01 日	1160	13.0 (全国最高)
陕西		一类 860 二类 780 三类 730 四类 580	一类 8.6 二类 7.8 三类 7.3 四类 5.8
重庆		一类 870 二类 750 三类 710	一类 8.7 二类 7.5 三类 7.1
江苏		一类 1140 二类 930 三类 800	一类 9.2 二类 7.5 三类 6.5
山东	2011 年 03 月 01 日	一类 1100 二类 950 三类 800	一类 11.5 二类 9.8 三类 8.7
福建		一类 1100 二类 950 三类 850 四类 750	一类 11.6 二类 10.0 三类 9.0 四类 7.9
广东 (除深圳外)		一类 1300 二类 1100 三类 950 四类 850	一类 12.5 二类 10.5 三类 9.3 四类 8.3
天津		1160	11.6
山西	2011 年 04 月 01 日	一类 980 二类 900 三类 820 四类 740	一类 10.8 二类 9.9 三类 9.0 四类 8.1
浙江		一类 1310 二类 1160 三类 1060 四类 950	一类 10.7 二类 9.5 三类 8.6 四类 7.7
上海		1280	11.0
宁夏		一类 900 二类 820 三类 750	一类 9.0 二类 8.5 三类 8.0
深圳	2011 年 05 月 01 日	1320 (全国最高)	11.7
吉林		一类 1000 二类 950 三类 890 四类 830	一类 7.7 二类 7.3 三类 6.8 四类 6.5
新疆		一类 960 二类 770 三类 690 四类 620	一类 11.6 二类 9.6 三类 8.8 四类 8.0
安徽		合肥 1010 淮北 800 备注: 安徽省未分档, 此表仅选取具有代表性的合肥市区和淮北市区。	合肥 10.6 淮北 8.4
河北	2011 年 07 月 01 日	一类 1100 二类 1040 三类 960 四类 860	一类 11.0 二类 10.4 三类 9.6 四类 8.6

地区	発効日	全日制就業労働者 最低賃金基準 (元/月)	非全日制就業労働者 最低時給基準 (元/時間)
北京	2011 年 1 月 1 日	1160	13.0 (全国最高)
陕西		一類 860 二類 780 三類 730 四類 580	一類 8.6 二類 7.8 三類 7.3 四類 5.8
重慶		一類 870 二類 750 三類 710	一類 8.7 二類 7.5 三類 7.1
江蘇		一類 1140 二類 930 三類 800	一類 9.2 二類 7.5 三類 6.5
山東	2011 年 3 月 1 日	一類 1100 二類 950 三類 800	一類 11.5 二類 9.8 三類 8.7
福建		一類 1100 二類 950 三類 850 四類 750	一類 11.6 二類 10.0 三類 9.0 四類 7.9
広東 (深センを除く)		一類 1300 二類 1100 三類 950 四類 850	一類 12.5 二類 10.5 三類 9.3 四類 8.3
天津		1160	11.6
山西	2011 年 4 月 1 日	一類 980 二類 900 三類 820 四類 740	一類 10.8 二類 9.9 三類 9.0 四類 8.1
浙江		一類 1310 二類 1160 三類 1060 四類 950	一類 10.7 二類 9.5 三類 8.6 四類 7.7
上海		1280	11.0
寧夏		一類 900 二類 820 三類 750	一類 9.0 二類 8.5 三類 8.0
深セン	2011 年 5 月 1 日	1320 (全国最高)	11.7
吉林		一類 1000 二類 950 三類 890 四類 830	一類 7.7 二類 7.3 三類 6.8 四類 6.5
新疆		一類 960 二類 770 三類 690 四類 620	一類 11.6 二類 9.6 三類 8.8 四類 8.0
安徽		合肥 1010 淮北 800 備考: 安徽省はランク分けはしておらず、この表では代表的な合肥市区と淮北市区のみ選択した。	合肥 10.6 淮北 8.4
河北	2011 年 7 月 1 日	一類 1100 二類 1040 三類 960 四類 860	一類 11.0 二類 10.4 三類 9.6 四類 8.6

辽宁	一类 1100	一类 11.0
	二类 900	二类 8.5
	三类 780	三类 7.5

人力资源和社会保障部的下一步工作安排，择要介绍如下：

继续推进小企业劳动合同制度实施专项行动	- 制定下发《关于加强劳务派遣用工管理的通知》，加强对劳务派遣用工的监管。 - 继续以服务外包示范城市的技术先进型服务外包企业为重点，加强对企业实行特殊工时制度的管理和服务。
推进建立健全企业职工工资正常增长机制	- 继续以工资集体协商为重点，进一步扩大集体合同覆盖面。 - 完善工资指导价、人力资源市场工资指导价和行业人工成本信息指导制度，在全国范围内开展企业薪酬调查制度试运行。 - 继续指导尚未调整最低工资标准的地区适时合理调整最低工资标准。
推动劳动争议调解仲裁工作	研究制定《企业劳动争议协商调解办法》。
加大劳动保障监察执法力度	从 2011 年 07 月 01 日至 08 月 15 日，组织开展用人单位遵守劳动用工和社会保险法律法规情况的专项执法检查，重点对用人单位在签订劳动合同、支付工资、缴纳社会保险、遵守工时和特殊劳动保护等方面情况进行检查。

（里兆律师事务所 2011 年 07 月 29 日整理编写）

遼寧	一類 1100	一類 11.0
	二類 900	二類 8.5
	三類 780	三類 7.5

人的資源及び社会保障部の次のステップの作業手配について、下記の通りかいつまんで説明する。

小企業労働契約制度実施の特別行動を引き続き推し進める	「労働派遣雇用管理強化に関する通知」を制定し通達し、労働派遣雇用の監督管理を強化する。 - 引き続き、サービスアウトソーシングモデル都市の技術先端型のサービスアウトソーシング企業を重点ポイントとして、企業が実行する特殊就業時間制度の管理とサービスを強化する。
健全たる企業従業員賃金正常増長メカニズムの構築を推し進める	- 引き続き、賃金団体交渉を重点ポイントとして、労働協約のカバー範囲を更に拡大する。 - 賃金ガイドライン、人的資源市場の賃金指導値及び業種人件コスト情報指導制度を整備し、全国範囲で企業賃金調査制度の試行を展開する。 - 最低賃金基準を適時適切に調整するよう、最低賃金基準を調整していない地区を引き続き指導する。
労働人事爭議調停仲裁作業を推し進める	「企業労働爭議協議調停弁法」を研究し制定する。
労働保障監察法執行力を強化する	2011 年 7 月 1 日より 8 月 15 日までの期間において、雇用主の労働者雇用と社会保険法律法規遵守状況の法執行特別検査を展開し、雇用主の労働契約締結、賃金支払、社会保険料納付、勤務時間及び特殊な労働保護の遵守等の状況を重点的に検査する。

（里兆法律事務所が 2011 年 7 月 29 日付で作成）

● 《互联网信息服务管理规定》公开征求意见

日前，工业和信息化部发布《互联网信息服务管理规定（征求意见稿）》，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 08 月 11 日）。根据该征求意见稿：

- 互联网信息服务提供者不得有下列侵犯其他互联网信息服务提供者合法权益的行为，包括：
 - 捏造、散布虚假事实损害其他互联网信息服务提供者合法权益，或者诋毁其他互联网信息服务提供者提供的服务或者相关产品；
 - 恶意对其他互联网信息服务提供者提供的服务或者相关产品实施不兼容；等等。
- 在用户终端上进行软件安装、运行、升级、卸载等操作的，应当提供明确、完整的软件功能等信息，并事先征得用户同意。
- 互联网信息服务提供者应当加强系统安全

● 「インターネット情報サービス管理規定」がパブリックコメントを募集している

先頃、工業及び情報化部は、「インターネット情報サービス管理規定（意見募集案）」を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2011 年 8 月 11 日である）。本意見募集案によると下記の通りである。

- インターネット情報サービス提供者は下記に列举する他のインターネット情報サービス提供者の適法的權益を侵害する行為を行なってはならない。
 - 虚偽の事実を捏造し、散布し他のインターネット情報サービス提供者の適法的權益を毀損する、又は、他のインターネット情報サービス提供者が提供したサービス若しくは係る製品をけなす行為。
 - 他のインターネット情報サービス提供者が提供したサービス又は係る製品に対して悪意で互換性を失わせる行為等。
- ユーザー端末上でソフトウェアのインストール、

防护，维护用户上传信息的安全，依法保障用户对上载信息的使用、修改和删除。

（摘自工业和信息化部网站；2011 年 07 月 27 日发布）

実行、アップグレード、アンインストール等の操作を行う場合、明確且つ完全なソフトウェアの機能等の情報を提供し、事前にユーザーの同意を得なければならない。

- インターネット情報サービス提供者はシステムのセキュリティを強化し、ユーザーのアップロード情報の安全を守り、法によりユーザーによるアップロード情報の使用、修正及び削除を保障しなければならない。

（2011 年 7 月 27 日付の工業及び情報化部ウェブサイトより抜粋）

● 対外支付特许权使用费在中国涉税的简要分析

在跨境非货物贸易和跨境货物贸易中，均可能涉及特许权使用费的支付。根据中国（本文的“中国”系指除“港澳台”以外的大陆地区）法律规定，**跨境非货物贸易涉及特许权使用费对外支付时，主要涉及营业税及其附加、预提所得税；跨境货物贸易涉及特许权使用费对外支付时，主要涉及关税、增值税及其附加。**即，在不同贸易方式下，对外支付特许权使用费在中国涉税存在明显的区别，本文就此展开简要分析。

一、特许权和特许权使用费

结合中国法律规定、实务操作惯例、一般学理理解，特许权涵盖的范围较广，通常包括专利权/专有技术、商标权、著作权（即，传统意义上的三类特许权）、以及其他特许权（例如，特许经营权等）。前述特许权本身虽然通常不具有实物形态，但是往往又可以与实物结合在一起，本文就传统意义上的三类特许权展开分析，即：

序号	项目	简要说明
1	技术（专利权/专有技术）	- 专利权是指国家依照法定条件和程序，对发明、实用新型和外观设计等智力成果授予的排他性享有和使用的权利； - 专有技术是指除专利技术以外，具有技术性、秘密性、实用性的技术，专有技术包括技术知识、经验等，能产生经济价值或竞争优势，且采取了保密措施。
2	商标权	- 商标权是指经依法注册商标的所有权人支配其注册商标并禁止他人侵害的排他性权利。
3	著作权	- 著作权又称版权，分为著作人格权与著作财产权两部分。其中，著作人格

● ロイヤルティを海外に送金する際に中国で発生する租税についての簡潔な分析

クロスボーダー非貨物貿易及びクロスボーダー貨物貿易においては、いずれもロイヤルティの送金が発生する可能性がある。中国（本文における「中国」とは、「香港、マカオ、台湾」を除く大陸地区をいう）の法律規定によると、**クロスボーダー非貨物貿易においてロイヤルティを海外に送金する場合、主に営業税及びその付加費用、源泉所得税が発生し、クロスボーダー貨物貿易においてロイヤルティを海外に送金する場合は、主に関税、増値税及びその付加費用が発生する。**即ち、貿易方式の如何により、ロイヤルティを海外に送金する際に中国で発生する関連租税は大きく異なってくる。本文では、これについて簡潔に分析する。

一、知的財産権及びロイヤルティ

中国法律の規定、実務取扱上の慣習、一般的な学術理論に基づくと、知的財産権がカバーする範囲は相対的に広く、通常、特許権/ノウハウ、商標権、著作権（即ち、伝統的な意味での3種類の知的財産権）、及びその他知的財産権（例えば、フランチャイズ権等）が含まれている。前述した知的財産権自体には、通常、現物としての形態はないが、常に現物と結びつけることができる。本文では、伝統的な意味での3種類の知的財産権について、以下の通り分析する。

番号	項目	簡潔な説明
1	技術（特許権/ノウハウ）	- 特許権とは、国が法定条件及び手続に基づき、発明、実用新案及び意匠等の知的成果物について付与した、排他的に享受し、使用する権利をいう。 - ノウハウとは、特許技術以外の、技術性、秘密性、実用性のある技術をいう。ノウハウには、技術知識、経験等が含まれ、経済的利益又は競争上の優位性をもたらすことができ、且つ秘密保持措置が講じられている。
2	商標権	- 商標権とは、法により商標を登録した所有権者がその登録商標を支配し、且つ他人の侵害を禁止する排他的権利をいう。
3	著作権	- 著作権は、出版権ともいい、著作人格権と著作財産権とから構成されている。その

		权包括对作品的发表权、署名权、修改权及保护作品完整权等；著作财产权包括对作品的复制权、发行权、出租权、展览权、表演权、放映权、广播权、信息网络传播权、摄制权、改变权、翻译权以及许可他人使用并获得报酬的权利等。
--	--	--

特许权使用费，通常是指一方为取得另外一方的特许权而支付的费用。本文就中国境内主体向中国境外主体支付特许权使用费在中国涉税情况予以关注并提供简要分析。

二、跨境非货物贸易中特许权使用费对外支付

如上所述，特许权本身通常不具有实物形态，即属于“无形资产”。对于该项无形资产的跨境交易，属于“非货物贸易”（是指除有形货物贸易之外的其他贸易形态，包括特许权贸易、劳务贸易等）之一。值得注意的是，由中国境外许可方向中国境内被许可方许可专利权/专有技术、商标权、著作权三类特许权时，首先需要办理如下政府手续：

序号	项目	简要说明
1	技术（专利权/专有技术）	- 中国境内被许可方应当向商务审批部门申请办理技术进口合同登记等手续，其中： ① 自由进口类：办理合同登记手续； ② 限制进口类：需要办理相关许可证； ③ 禁止进口类：不得进口。
2	商标权	- 中国境外许可方应当委托中国国家工商总局指定的商标代理组织代理向中国国家商标局办理商标使用许可合同备案手续。
3	著作权	- 应当区分软件、音像制品、图书等不同类型的著作权分别办理不同的登记手续（通常可以由中国境内被许可方办理，值得注意的是，部分登记手续属于“自愿登记”，但是付汇时又必须出具“登记证明，导致不得不办理相关登记手续）。

由中国境内被许可方向中国境外许可方支付特许权使用费时，在中国通常涉及如下税款（中国境内被许可方作为支付方，通常应当承担代扣代缴各项税款的义务）：

		中、著作人格権には、作品に対する公表権、氏名表示権、修正権及び同一性保持権等が含まれている。著作財産権には、作品に対する複製権、頒布権、貸与権、展示権、上演権及び演奏権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、制作権、翻案権、翻訳権及び他人の利用を許諾し、且つ報酬を取得する権利等が含まれている。
--	--	--

ロイヤルティーとは、通常、一方の当事者が相手方の知的財産権を取得するために支払う対価をいう。本文では、中国国内の主体が中国国外の主体にロイヤルティーを支払う際に、中国にて生じる関連租税の状況について注目し、かつ簡潔な分析を行う。

二、クロスボーダー非貨物貿易におけるロイヤルティーの海外送金

前述の通り、知的財産権自体は、通常、現物の形態がなく、即ち「無形資産」に該当する。当該無形資産のクロスボーダー取引は、「非貨物貿易」（有形貨物貿易以外のその他貿易形態を指し、知的財産権貿易、労務貿易等を含む）の一種である。中国国外のライセンサーが中国国内のライセンシーに対し特許権/ノウハウ、商標権、著作権の3種類の知的財産権の実施を許諾する場合、まず以下の政府手続を行う必要がある。

番号	項目	簡潔な説明
1	技術（特許権/ノウハウ）	- 中国国内のライセンシーは、商務審査許可部門にて技術輸入契約登記等の手続を取り扱わなければならない。そのうち、 ① 輸入自由類：契約登記手続を行う。 ② 輸入制限類：かかる許可証を取得する必要がある。 ③ 輸入禁止類：輸入してはならない。
2	商標権	- 中国国外のライセンサーは、中国国家工商総局が指定する商標代理組織に、中国国家商標局での商標使用許諾契約の届出手続を代行してもらわなければならない。
3	著作権	- ソフトウェア、録音録画製品、図書等の著作権の分類に応じて、それぞれ異なる登記手続を行わなければならない（通常、中国国内のライセンシーが行うことができる。また、一部の登記手続は「自主登記」に該当するものの、外貨送金時に、「登記証明」を提出する必要があるため、かかる登記手続を行わなければならない）。

中国国内のライセンシーが中国国外のライセンサーにロイヤルティーを送金する場合、中国では、通常、以下の租税が生じる（中国国内のライセンシーは、送金者として、通常、諸租税の源泉徴収の義務を負担しなければならない）。

序号	项目	简要说明
1	营业税	- 根据《营业税暂行条例》及其实施细则等规定：$\text{营业税} = \text{支付总金额} \times \text{税率} (5\%)$ - 根据《关于贯彻落实<中共中央、国务院关于加强技术创新，发展高科技，实现产业化的决定>有关税收问题的通知》等规定，办理科技部门的登记手续后，对于技术转让、技术开发等通常可以获得免征营业税的优惠待遇。
2	营业税附加	- 根据《征收教育费附加的暂行规定》等规定：$\text{教育费附加} = \text{营业税} \times \text{税率} (3\%)$ - 根据《城市维护建设税暂行条例》等规定：$\text{城市维护建设税} = \text{营业税} \times \text{税率}$（根据区域不同税率可能为 1%、5%、7%） - 各地还根据当地实际情况开征地方附加，例如，上海地区： ① $\text{地方教育费附加} = \text{营业税} \times \text{税率} (2\%)$ ② $\text{河道费} = \text{营业税} \times \text{税率} (1\%)$ - 对于技术转让、技术开发等，获得免征营业税待遇的同时，相应地，其营业税附加也免征。
3	预提所得税	- 根据《企业所得税法》及其实施条例等规定：$\text{预提所得税} = \text{支付总金额} \times \text{税率} (10\%)$

备注：除了上述 3 项税费以外，通常还涉及小额的印花税（税率通常为万分之三，由于税率低，基本可以忽略不计）。此外，除了部分地方性附加外，在 2010 年 12 月 01 日（不含当日）之前，外商投资企业和外国企业通常无需缴纳营业税附加。

由此可见，总体上，在跨境非货物贸易方式下，由中国境内被许可方向中国境外许可方支付特许权使用费时，由中国境内被许可方（即，付款方）代扣代缴各项税负的税率总和在 15.5% 左右（各地区略有差异，例如，上海市区的税率为 15.65%）。值得注意的是，该方式下，上述税款的主管部门为税务机关。

三、跨境货物贸易中的特权使用费对外支付

如上所述，特许权本身通常不具有实物形态，虽然如此，但是特许权往往可以与实物结合在一起，举例而言：

- (1) 某部机器设备，其制造时使用了某项专利或者专有技术；
- (2) 某件服装，其制造时贴附了某项商标；
- (3) 某台计算机，其安装了某项软件程序（著

番号	項目	簡潔な説明
1	営業税	- 「営業税暫定条例」及びその実施細則等の規定によると、以下の通りである。$\text{営業税} = \text{支払総額} \times \text{税率} (5\%)$ - 「『中国共産党中央、国务院の技術革新を強化し、ハイテク技術を発展させ、産業化を実現することに関する決定』の遂行を貫徹することに関連する租税に関する通知」等の規定に基づく、科学技術部門にて登記手続を行った後、技術供与、技術開発等については、通常、営業税免除の優遇措置を受けることができる。
2	営業税附加費用	- 「教育付加費用の徴収に関する暫定規定」等の規定によると、以下の通りである。$\text{教育付加費用} = \text{営業税} \times \text{税率} (3\%)$ - 「都市維持建設税暫定条例」等の規定によると、以下の通りである。$\text{都市維持建設税} = \text{営業税} \times \text{税率}$（区域により、税率が 1%、5%、7% となる可能性がある） - 各地域においては、現地の実際の状況に基づき、地方附加費用を徴収している。例えば、上海地区の場合は、以下の通りである。 ① $\text{地方教育付加費用} = \text{営業税} \times \text{税率} (2\%)$ ② $\text{河道管理費} = \text{営業税} \times \text{税率} (1\%)$ - 技術供与、技術開発等については、営業税免除の待遇が得られると同時に、相応にその営業税付加費用も免除される。
3	源泉所得税	- 「企業所得税法」及びその実施条例等の規定によると、以下の通りである。$\text{源泉所得税} = \text{支払総額} \times \text{税率} (10\%)$

備考：上記 3 つの税金・費用のほか、通常、小額の印紙税も発生する（税率は通常、万分の 3 であり、税率が低い場合、基本的には無視してもよい）。このほか、一部地方性附加費用を除き、2010 年 12 月 1 日（当日を含まない）まで、外商投资企业と外国企業は通常、営業税附加費用の納付は不要であった。

前述を踏まえ、全体的に見た場合、クロスボーダー非貨物貿易のスキームにおいて、中国国内のライセンサーが中国国外のライセンサーにロイヤルティーを送金する際、中国国内のライセンサー（即ち、送金者）が源泉徴収を行った租税の税率は、合計して 15.5% 程である（地区により若干異なる。例えば、上海市内の税率は 15.65% である）。なお、当該スキームにおいて、前述の租税の主管部門は税務機関である。

三、クロスボーダー貨物貿易におけるロイヤルティーの海外送金

前述の通り、知的財産権自体は、通常、現物の形態はないが、常に現物と結びつけることができる。以下の例が挙げられる。

- (1) ある機械設備について、製造時にある特許又はノウハウを使用した。
- (2) あるアパレルについて、製造時に、ある商標を貼付した。

作権)。

对于与实物结合在一起的特许权，其跨境贸易属于“货物贸易”(是指有形货物的贸易)。中国境外转让方向中国境内受让方转让含有特许权的货物时，根据中国《[海关审定进出口货物完税价格办法](#)》等规定，在跨境货物贸易中，除非“特许权使用费与该货物无关”或者“特许权使用费的支付不构成该货物向中华人民共和国境内销售的条件”，否则，该货物含有的特许权使用费均应当计入进口完税价格，并缴纳进口关税、增值税及其附加。

中国境外转让方向中国境内受让方转让含有特许权的货物时，是否需要将特许权使用费计入进口完税价格？如上所述，原则上有两个条件。其中，判断“特许权使用费与货物是否有关”的具体标准如下：

序号	項目	具体判断标准
1	技術 (專利權/ 專有技術)	- 特许权使用费是用于支付专利权或者专有技术使用权，且进口货物属于下列情形之一的： ① 含有专利或者专有技术的； ② 用专利方法或者专有技术生产的； ③ 为实施专利或者专有技术而专门设计或者制造的。
2	商標權	- 特许权使用费是用于支付商标权，且进口货物属于下列情形之一的： ① 附有商标的； ② 进口后附上商标直接可以销售的； ③ 进口时已含有商标权，经过轻度加工后附上商标即可以销售的。
3	著作權	- 特许权使用费是用于支付著作权，且进口货物属于下列情形之一的： ① 含有软件、文字、乐曲、图片、图像或者其他类似内容的进口货物，包括磁带、磁盘、光盘或者其他类似介质的形式； ② 含有其他享有著作权内容的进口货物。

此外，关于另一个条件，如果受让方不支付特许权使用费不能购得进口货物，或者受让方不支付特许权使用费该货物不可能以合同议定的条件成交的，则应当视为“特许权使用费的支付构成进口货物向中国境内销售的条件”。

(3) あるコンピュータについて、あるソフトウェアプログラム(著作権)をインストールした。

現物と結びつけられている知的財産権については、そのクロスボーダー貿易は「貨物貿易」(有形貨物の貿易を指す)に該当する。中国国外のライセンサーが中国国内のライセンシーに対し、知的財産権が付与されている貨物を譲渡する場合、中国「[税関による輸出入貨物課税価格査定弁法](#)」等の規定によると、クロスボーダー貨物貿易において、「ロイヤルティーは当該貨物と関連しない」又は「ロイヤルティーの支払は、当該貨物を中華人民共和国国内に販売する条件を構成しない」場合を除き、当該貨物に含まれるロイヤルティーは、全て輸入課税価格に計上されるものとし、且つ輸入関税、増値税及びその附加費用を納付しなければならない。

中国国外のライセンサーが中国国内のライセンシーに対し、知的財産権が付与されている貨物を譲渡する場合に、ロイヤルティーを輸入課税価格に計上する必要があるかどうかについては、上述の通り、原則として2つの条件がある。このうち、「ロイヤルティーは貨物と関連するかどうか」に関する具体的な判断基準は以下の通りである。

番号	項目	具体的な判断基準
1	技術 (特許権/ ノウハウ)	- ロイヤルティーが、特許権又はノウハウのために支払われたものであって、且つ当該輸入貨物が以下に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合。 ① 特許又はノウハウを含む場合。 ② 特許方法又はノウハウを使用して製造した場合。 ③ 特許又はノウハウを実施するために、専ら設計し又は製造した場合。
2	商標權	- ロイヤルティーが、商標権のために支払われるものであって、且つ当該輸入貨物が以下に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合。 ① 商標が付されている場合。 ② 輸入後、商標を貼付した後で直接に販売できる場合。 ③ 輸入時に既に商標権を含み、簡単に加工した後、商標を貼付して販売できる場合。
3	著作權	- ロイヤルティーが、著作権のために支払われるものであり、且つ当該輸入貨物が以下に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合。 ① ソフトウェア、文字、楽曲、図面、画像又はそれらに類するその他の内容を含む輸入貨物であって、これには磁気テープ、フロッピーディスク、光ディスク又はその他類似した媒体形式を含む。 ② その他著作権の内容を含む輸入貨物。

このほか、もう一つの条件について、もしライセンシーがロイヤルティーを支払わなければ輸入貨物を購入できない、又はライセンシーがロイヤルティーを支払わなければ、当該貨物について契約約定の条件により取引を成立できない場合、「ロイヤルティーの支払は、輸入貨物を中国

由中国境内受让方向中国境外转让方支付特许权使用费时，在中国通常涉及如下税款：

序号	项目	简要说明
1	进口关税	- 根据《 进出口关税条例 》等规定，根据货物的不同，进口关税税率、税额不尽相同，即通常而言： 进口关税=CIF 价格×税率
2	增值税	- 根据《 增值税暂行条例 》及其实施细则等规定： 增值税=(CIF 价格+进口关税)×税率（17%或者 13%）
3	增值税附加	- 根据《征收教育费附加的暂行规定》等规定： 教育费附加=增值税×税率（3%） - 根据《 城市维护建设税暂行条例 》等规定： 城市维护建设税=增值税×税率（根据区域不同税率可能为 1%、5%、7%） - 各地还根据当地实际情况开征地方附加，例如，上海地区： ① 地方教育费附加=增值税×税率（2%） ② 河道费=增值税×税率（1%）

备注：除了部分地方性附加以外，在 2010 年 12 月 01 日（不含当日）之前，外商投资企业和外国企业通常无需缴纳增值税附加。

由此可见，总体上，在跨境货物贸易方式下，由中国境内受让方向中国境外转让方支付特许权使用费时，由中国境内受让方（即，付款方）实际缴纳的税款可以很可能会超过 20%（具体需要视进口关税税率而定），表面上，比上述跨境非货物贸易方式税负（合计税率约 15.5%左右）高。但实际上，在跨境货物贸易方式下，缴纳增值税后，中国境内受让方通常可以取得“海关增值税专用缴款书”，并可以凭此项文件列明的增值税金额（作为进项税额）去抵扣其销项税额。即，最终实际税负，跨境货物贸易方式下的税负未必高于跨境非货物贸易方式。此外，值得注意的是，在跨境非货物贸易方式下，上述税款的主管部门是海关。

综上所述，在跨境非货物贸易和跨境货物贸易中，均可能涉及特许权使用费的支付。相关交易主体可以根据实际需要和实际税负情况等确定使用不同的交易方式，并承担不同的税负。虽然如此，但值得注意的是，相关交易主体在**选择不同的业务方**

国内に販売する条件を構成する」と見なさなければならぬ。

中国国内のライセンシーが中国国外のライセンサーに対しロイヤルティーを送金する場合、中国では、通常、以下の租税が発生する。

番号	項目	簡潔な説明
1	輸入関税	- 「 輸出入関税条例 」等の規定によると、貨物ごとに、輸入関税の税率、税額が異なる。即ち、通常の場合は、以下の通りである。 輸入関税=CIF 価格×税率
2	増値税	- 「 増値税暫定条例 」及びその実施細則等の規定によると、以下の通りである。 増値税=(CIF 価格+輸入関税)×税率（17%又は 13%）
3	増値税附加	- 「教育付加費用の徴収に関する暫定規定」等の規定によると、以下の通りである。 教育付加費用=増値税×税率（3%） - 「 都市維持建設税暫定条例 」等の規定によると、以下の通りである。 都市維持建設税=増値税×税率（区域により、税率が 1%、5%、7%となる可能性がある） - 各地域において、現地の実際状況に基づき、地方附加費用を徴収している。例えば、上海地区の場合は、以下の通りである。 ① 地方教育付加費用=増値税×税率（2%） ② 河道管理費=増値税×税率（1%）

備考：一部地方性附加費用を除き、2010 年 12 月 1 日（当日を含まない）までは、外商投資企業と外国企業は通常、増値税附加費用の納付は不要であった。

したがって、全体的に見た場合、クロスボーダー貨物貿易のスキームにおいては、中国国内のライセンシーが中国国外のライセンサーにロイヤルティーを送金する場合、中国国内のライセンシー（即ち、送金者）が実際に納付する税金は 20%（具体的には、輸入関税税率次第である）を上回る可能性が高く、表面的に見ると、前述のクロスボーダー非貨物貿易のスキームより租税負担（合計税率は約 15.5%）は重いことがわかる。ただし実際、クロスボーダー貨物貿易のスキームにおいて、増値税を納付した後は、通常、中国国内のライセンシーは「[税関増値税専用納税証明書](#)」を取得することができ、且つ当該文書に明記された増値税金額（仕入れ税額として）をもって、その売上税額と相殺できることに注意したい。つまり、最終的な実際の租税については、クロスボーダー貨物貿易スキームにおける租税は、必ずしもクロスボーダー非貨物貿易のスキームより重いとは限らない。尚、ご注意いただきたいこととして、クロスボーダー非貨物貿易方式において、上記税金の主管部門は税関である。

前述の通り、クロスボーダー非貨物貿易とクロスボーダー貨物貿易においては、いずれもロイヤルティーの送金が発生する可能性がある。係る取引主体は、実際の必要及び実際の租税負担状況等に応じて、それぞれ異なる取引方法を確定し、且つ異なる租税を負担することがで

式时，务必注意根据交易实质来完成各项税款的缴付，不得以税收筹划为名义，为了逃避税款而在表面上采取税负较低的纳税方式申报税款，实质上却按照另外一种税负较高的交易方式进行交易，否则，理论上存在被认定为违法、实践中面临税务机关或者海关的行政处罚的可能性。

（里兆律师事务所 2011 年 07 月 29 日整理编写）

きる。但し、ご注意いただきたいこととしては、係る取引主体は異なる業務スキームを選定した場合、取引の実態に基づき諸租税の納付を完了させなければならない。課税を回避するために、租税対策という名目にて、表面的には租税負担がやや軽い納税方式を採用して税金を申告しておきながら、実際の取引では租税負担がやや高い取引スキームで取引を行うようなことはしてはならず、さもなければ、理論上、違法であると認定され、実践においては、税務機関又は税関の行政処罰を受ける恐れがある。

（里兆法律事務所が 2011 年 7 月 29 日付けで作成）